

## 太田市景観審議会市民委員選考基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、太田市景観条例（平成22年太田市条例第23号。以下「条例」という。）第33条第3項に規定する委員のうち、太田市景観条例施行規則（平成22年太田市規則第46号。以下「規則」という。）第36条第3号に定める委員（以下「市民委員」という。）の選考方法等について必要な事項を定めるものとする。

### (選考方法)

第2条 市民委員の選考は公募による。

### (応募資格)

第3条 市民委員の公募に応募できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学している者で、満18歳以上であること。
- (2) 本市の景観や屋外広告物について日ごろから関心を持ち、今後の景観づくりについて、意見や提言をできること。
- (3) 年に2回ないし4回程度開催する審議会に出席できること。
- (4) 国又は地方公共団体の議員及び常勤の職員でないこと。
- (5) 地方公務員法第16条各号に規定する欠格条項に該当しないこと。

### (公募の方法)

第4条 市民委員の公募は、広報及び市ホームページ等に記事を掲載することにより行うものとする。

2 募集期間は、周知の日から1箇月程度とする。

3 市民委員の公募に応募しようとする者は、太田市景観審議会市民委員応募用紙（様式第1号）により応募する方法又はインターネットにより応募する方法のいずれかの方法で応募するものとする。

4 応募内容に重大な記載漏れがある場合又は悪質な虚偽記載があることが判明した場合、市長はその応募を無効にすることができる。

### (選考の方法)

第5条 市民委員の選考は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 応募の動機及び市のまちづくりに対する所見に意欲や熱意などが感じられ、記載内容が具体的であるか。

(2) 良好な景観づくりについて前向きな意見を持っているか。

(3) 景観に関する活動経験又は行政に関する活動や社会的活動などの経験があるか

2 選考に係る評価は、規則第37条第1項により置かれた会長及び同条第4項により会長に指名された委員並びに条例第40条第7項により置かれた部会の部会長（規則第40条第2項に規定する部会長をいう。）及び規則第40条第4項により部会長に指名された委員が行う。

3 選考に際しては、太田市審議会等の取り扱いに関する指針（平成17年太田市制定）第5条に掲げる新規設置・運用における配慮事項に十分配慮するものとする。

4 前各項により評価した結果、市民委員とすべきものとされた人数が5人に満たない場合は、第2条の規定にかかわらず、公募以外の方法により選出することができるものとする。

### (結果の通知)

第6条 市民委員の選考結果は、応募したものに対し決定後2週間以内に書面で通知する。

### (雑則)

第7条 応募書類は、その理由に関わらず返還しない。